

不服申立て事案答申第 291 号
不服申立て事案諮問第 317 号、第 323 号、第 329 号及び第 330 号
件名：私に発出された文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 8 月 9 日、同年 10 月 28 日及び同年 11 月 21 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 9 月 18 日、同年 11 月 11 日、同年 12 月 5 日及び同月 25 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 諮問第 317 号

ア 本件処分（317）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 8 月 9 日、審査請求人は、愛知県警察本部において、保有個人情報の開示を求める請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、

私は令和 6 年 7 月 2 日、中部管区警察局に対し、A 署の行為について苦情を申し立てた。

中部管区警察局は令和 6 年 7 月 8 日、住民サービス課へ文書で通報した。

この一連の流れについての文書の開示を求める。（結果分も含める）

- ① 中部管区警察局が発出した文書
- ② 住民サービス課が対応を決めた文書（決裁文書を含む）
- ③ ②によって発出された文書
（請求日現在住民サービス課で管理するもの）

と記載されていた。

b 本件開示請求（317）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（317）の保有個人情報について探索したところ、愛知県警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（317-1）」という。）が、中部管区警察局が審査請求人から苦情を受理し、住民サービス課へ通報した内容が記載された書類であると確認した。

取扱票（317-1）の内容を確認したところ、7月2日に審査請求人が中部管区警察局に対して行った愛知県警察への苦情に関し、中部管区警察局が発出した文書を愛知県警察が受理したものであった。

そして、取扱票（317-1）は、所属長である住民サービス課長まで報告され、関係警察署である愛知県 A 警察署（以下「A 署」という。）に情報提供された上、解決とされており、③の請求に係る保有個人情報（以下「対象文書」という。）は存在しないことを確認した。

c 本件処分（317）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、本件決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては、苦情等調査・処理票及び取扱票（317-1）が対象の文書となるため、別に処分を決定し通知した。

d 審査請求・再決定

審査請求人からの本件審査請求提起後、本件開示請求の対象となる文書を再度探索したところ、住民サービス課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（317-2）」という。）についても、中部管区警察局が審査請求人から苦情を受理し、住民サービス課へ通報した内容が記載された書類であると認められた。

取扱票（317-2）の内容を確認したところ、7月2日に審査請求人が中部管区警察局に対して行った愛知県警察への苦情に関し、中部管区警察局が発出した文書を愛知県警察が受理したものであった。

そして取扱票（317-2）は、所属長である住民サービス課長まで報告され、関係警察署である A 署に情報提供された上、解決とされており、対象文書は存在しないことを確認した。

なお、苦情等受理票及び取扱票（317-2）については、①と②の請求の対象となる文書として別に処分を決定し通知した。

(イ) 本件処分（317）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア) b のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「中部管区警察局が発出した文書が存在していて、住民サービス課が対応を決めた文書によって発出された文書が存在しないのは不合理」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、住民サービス課においては、対象文書は作成されておらず、存在しないことから審査請求人の主張は失当である。

(2) 諮問第 323 号

ア 本件処分（323）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 10 月 28 日、審査請求人は A 署において、保有個人情報の開示を求める請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

私が開示請求した警察安全相談等・苦情取扱票に対して、A 署が

- ① 私に、どのように対応したのか、が記載された文書
- ② 私に、どのように対応するか、が記載された文書の決裁文書
- ③ 中部管区警察局は愛知県警察には「丁寧に対応するように伝えた」とのことであるが、私に、丁寧に対応したことが記載された文書

（請求日現在、A 署で保管のもの）

と記載されていた。

b 本件開示請求（323）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（323）の保有個人情報を探索するため、警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（323）」という。）の内容を確認

した。

取扱票（323）には、

審査請求人が7月2日に中部管区警察局にA署に対する苦情を申し立て、中部管区警察局が7月8日に住民サービス課に情報提供し、7月9日に審査請求人に通知した

旨の内容が記載されており、審査請求人と中部管区警察局の職員との会話の中で、中部管区警察局の職員による「愛知県警察には、丁寧に対応するようにはお伝えしましたよ」との発言内容の記載を確認した。

また、取扱票（323）は、住民サービス課において、A署へ情報提供をした上で解決とされている。

そして、A署において、中部管区警察局が「丁寧に対応するようには伝えた」ことで作成された文書は作成されておらず、存在しないことを確認した。

c 本件処分（323）

処分庁は、本件保有個人情報には保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

(1) 本件処分（323）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア) bのとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（323）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、

- ・ 中部管区警察局は愛知県警察に対して文書で「丁寧に対応するよう」伝えた
- ・ それならば対応したことの文書が存在するはず

等と主張している。

しかしながら、上述のとおり、A署においては、対象文書は作成されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 諮問第329号

ア 本件処分（329）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和6年11月21日、審査請求人は愛知県警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

本件開示請求(329)の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、私は令和6年7月2日、中部管区警察局に対し、A署の行為について苦情を申し立てた。

中部管区警察局は令和6年7月8日愛知県警察本部住民サービス課へ文書で通報した。

① 愛知県警察本部が私に対し、回答した文書

② 愛知県警察本部が中部管区警察局についてどのような結果報告をしたのかが記載された文書

と記載されていた。

b 本件開示請求(329)に係る保有個人情報の調査

本件開示請求(329)の保有個人情報について探索を実施したところ、住民サービス課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票(以下「取扱票(329)」という。)が、令和6年7月2日、中部管区警察局が審査請求人から苦情を受理し、住民サービス課へ通報した内容が記載された書類であると確認した。

そして、取扱票(329)は、所属長である住民サービス課長まで報告され、A署警務課へ情報提供された上、解決としてその取扱いを完結している。

よって、審査請求人の申立てに対する審査請求人に対する回答書及び中部管区警察局への報告文書は作成されず、上記請求にかかる保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分(329)

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報は保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

(1) 本件処分(329)の理由

本件保有個人情報については、前記(ア)bのとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分(329)は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の不当性

審査請求人は、「中部管区警察局は愛知県警察本部へ文書で通報したの

に、請求した文書が不存在なのは不合理である。」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、開示請求に係る保有個人情報を作成されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(4) 諮問第 330 号

ア 本件処分（330）の内容及び理由

(7) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 11 月 21 日、審査請求人は愛知県警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

本件開示請求（330）の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

私は令和 6 年 10 月 17 日、中部管区警察局警務課に苦情を伝え、10 月 22 日監察課から私に電話があり、私がいった苦情を本日愛知県警住民サービス課に文書で伝えたとのこと。

そこで

- ① 中部管区警察局から受け取った文書
- ② どのような対応をするかきめた文書（決裁書を含む）
- ③ 私に対して発した文書

と記載されていた。

b 決定する期間の延長

本件開示請求（330）を受理した処分庁は、法第 83 条第 2 項の規定により、本件開示請求（330）のほか開示請求が同時期に集中し、期間内に開示決定をすることが困難になったと判断し、延長後の決定期間を令和 6 年 11 月 21 日から令和 7 年 1 月 6 日までとする旨を、決定期間延長通知書により審査請求人に通知した。

c 本件開示請求（330）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（330）の保有個人情報について探索を実施したところ、住民サービス課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（330）」という。）が、令和 6 年 10 月 17 日、中部管区警察局が審査請求人から苦情を受理し、住民サービス課へ通報した内容が記載された書類であることを確認した。

そして、取扱票（330）は、所属長である住民サービス課長まで報告され、A 署警務課へ情報提供された上、解決として審査請求人の申立てに対する回答書などの文書は作成せず、その取扱いを完結している。

また、情報提供を受けた A 署においても、回答書などの文書は作成されていないことから、上記③の請求にかかる保有個人情報は存在しないことを確認した。

d 本件処分（330）

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報には保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(1) 本件処分（330）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア) c のとおり、作成されていないため、保有しておらず、存在していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「再度苦情を申し立て、今回は必ず応答するよう依頼した。よって私に対して発した文書は存在するはずなので開示を求める。」旨主張している。

しかしながら、上述のとおり、審査請求人に対して文書は発出されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

4 諮問案件の併合について

諮問第 317 号、第 323 号、第 329 号及び第 330 号はいずれも同じ処分庁による不開示決定であり、審査請求人は、これらの決定に対して同趣旨の審査請求を提起していることから、当審議会は効率的な審議を行うため、これら 4 件の諮問を併合して審議を行い、答申をすることとした。

5 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が中部管区警察局へ処分庁に対する苦情等を申し立てたことに関して、発出された文書、審査請求人への対応が記載された文書並びに審査請求人及び中部管区警察局への回答であって、別記に掲げる保有個人情報である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、諮問第 317 号については、取扱票（317-1）及び取扱票（317-2）は、所属長である住民サービス課長まで報告され、関係警察署である A 署に情報提供された上、解決とされており、請求に係る保有個人情報は存在しないことを確認したとのことである。

諮問第 323 号については、取扱票（323）は、住民サービス課において、

A 署へ情報提供をした上で解決とされており、また、A 署において、中部管区警察局が「丁寧に対応するように伝えた」ことで作成された文書は作成されておらず、存在しないことを確認したとのことである。

諮問第 329 号については、取扱票（329）は、所属長である住民サービス課長まで報告され、A 署警務課へ情報提供された上、解決としてその取扱いを完結しており、審査請求人の申立てに対する審査請求人に対する回答書及び中部管区警察局への報告文書は作成されず、請求に係る保有個人情報には存在しないことを確認したとのことである。

諮問第 330 号については、取扱票（330）は、所属長である住民サービス課長まで報告され、A 署警務課へ情報提供された上、解決として審査請求人の申立てに対する回答書などの文書は作成せず、その取扱いを完結しており、また、情報提供を受けた A 署においても、回答書などの文書は作成されていないことから、請求に係る保有個人情報は存在しないことを確認したとのことである。

当審議会において、処分庁から提出された中部管区警察局からの通報等を受けて作成された警察安全相談等・苦情取扱票の内容を確認したところ、本件請求対象保有個人情報が存在すると推認させる記載は認められず、また、ほかに本件請求対象保有個人情報の存在が推認される事情も認められなかった。

これらのことからすれば、諮問第 317 号、第 323 号、第 329 号及び第 330 号に係る請求対象保有個人情報は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

諮問第 317 号

私は令和 6 年 7 月 2 日中部管区警察局に対し、A 署の行為について苦情を申し立てた。

中部管区警察局は令和 6 年 7 月 8 日、住民サービス課へ文書で通報した。この一連の流れについての文書の開示を求める。（結果分も含める）

③ 住民サービス課が対応を決めた文書（決裁文書を含む）によって発出された文書

（請求日現在住民サービス課で管理するもの）

諮問第 323 号

私が開示請求した警察安全相談等・苦情取扱票に対して、A 署が

① 私に、どのように対応したのか、が記載された文書

- ② 私に、どのように対応するか、が記載された文書の決裁文書
- ③ 中部管区警察局は愛知県警察には「丁寧に対応するように伝えた」とのことであるが、私に、丁寧に対応したことが記載された文書
(請求日現在、A 署で保管のもの)

諮問第 329 号

私は令和 6 年 7 月 2 日、中部管区警察局に対し、A 署の行為について苦情を申し立てた。

中部管区警察局は令和 6 年 7 月 8 日愛知県警察本部住民サービス課へ文書で通報した。

- ① 愛知県警察本部が私に対し、回答した文書
- ② 愛知県警察本部が中部管区警察局についてどのような結果報告をしたのかが記載された文書

諮問第 330 号

私は令和 6 年 10 月 17 日中部管区警察局警務課に苦情を伝え、10 月 22 日監察課から私に電話があり、私がいった苦情を本日愛知県警住民サービス課に文書で伝えたとのこと。

そこで

- ③ 私に対して発した文書

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 1 2 . 1 3	諮問第 317 号 諮問 (弁明書の写しを添付)
7. 1 . 2 1	諮問第 323 号 諮問 (弁明書の写しを添付)
7. 3 . 3	諮問第 329 号及び第 330 号 諮問(弁明書の写しを添付)
7. 9 . 1 8 (第 253 回審議会)	審議
8. 1 . 2 6 (第 257 回審議会)	審議
8. 2 . 2 4 (第 258 回審議会)	審議
8. 3 . 2 4	答申